



今回のテーマは、「パートナーシップ制度」です

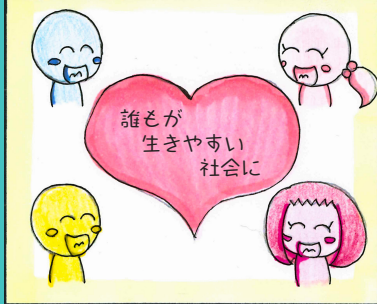
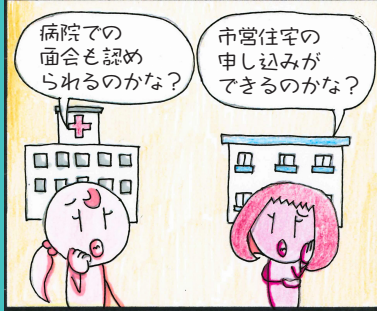
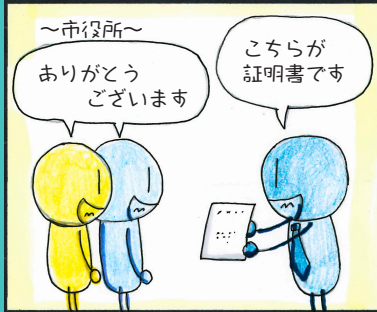
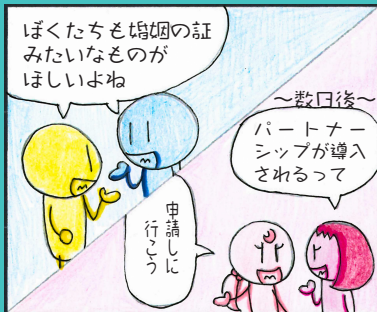


パートナーシップ制度とは

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、LGBTカップルに対して「結婚に相当する関係」を認める制度です。2015年11月2日に、渋谷区と世田谷区を皮切りにスタートしました。

現在では200以上の自治体でパートナーシップ制度が施行されていて、全国の人口分布に置き換えると、人口カバー率は5割を超えています。社会的配慮がなされ、各自治体独自の証明書が発行されます。ただし、どの自治体も全く同じ内容の制度ではありません。

「パートナーシップ宣誓ができたら」



作:miina 絵:daisuke

結婚制度とパートナーシップ制度の違いは？

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権などさまざまな法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は、法的な権利の発生や義務を付与するものではありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

県内のパートナーシップ制度の状況

県内では、鹿沼市、栃木市、日光市、野木町が制度を導入しています。鹿沼市は、令和元年6月に県内で最も早く制度を開始しました。パートナーシップ宣誓をすると、婚姻関係と同様に市営住宅や市営墓地などの行政サービス※を利用することができます。

日光市では、行政サービスのほかに民間事業者と連携し、住宅ローンや生命保険の受け取りなど民間サービス※の提供も受けられます。また、本県でも、今年9月に制度の導入が予定されています。

※利用には一定の条件が必要になる場合があります。



本市の取り組み



本市では、10月にパートナーシップ制度を開始します。行政がその関係を尊重し、宣言した人が安心して共同生活を送れるよう、行政サービスの内容を検討しているところです。近隣の市町との連携も視野に入れながら、先進地の事例を参考に準備を進めています。

また、今年度も市職員に対し「性の多様性」に関する研修を実施します。職員の意識の醸成を図ることで、誰もが気持ちよく利用できる市役所を目指して環境づくりに努めます。

制度における問い合わせなどは、市民協働推進課で対応します。

「みいな」バックナンバーはこちらをチェック!

「ウェブ版」最新号も見てね♪

